

石 塚 硝 子 株 式 会 社 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、石塚硝子株式会社と称する。

英文では I S H I Z U K A G L A S S C O . , L T D . と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 硝子製品及びその加工品の製造販売
2. 紙容器の製造販売並びに同容器に係る充填機械の製造販売及び賃貸
3. ファインセラミックスの製造販売
4. プラスチック製容器の製造販売
5. プラスチック製容器の製造、加工に係る機械の製造販売及び賃貸
6. 前各号の事業に直接、間接に必要な又は有益な事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を愛知県岩倉市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1,400 万株とする。

A10-00

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(新株予約権無償割当ての決定機関)

第13条 当社は、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。

(招 集)

第 14 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 15 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 20 日とする。

(招集権者及び議長)

第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、取締役会長又は取締役社長がその議長となる。

2. 取締役会長、取締役社長ともに事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(買収防衛策の導入)

第 20 条 買収防衛策は、株主総会の決議により導入または継続するものとする。

2. 前項に定める買収防衛策とは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、事前に一定のルール及び対抗措置を定めるものをいう。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第21条 当社の取締役は8名以内とする。

(選任方法)

第22条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第25条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(招集権者及び議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。

2. 取締役会長を置かないとき又は事故あるときは取締役社長が、取締役会長、取締役社長ともに事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議の方法)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

A10-00

(取締役会の決議の省略)

第 29 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 32 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(選 任)

第 33 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。

ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(決議の方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当社の事業年度は、毎年 3 月 21 日から翌年 3 月 20 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 20 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息をつけない。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 43 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

A10-00

(附則)

1. 変更前定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 17 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずる。
2. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

改 正

昭和 23 年 10 月、昭和 25 年 2 月、昭和 26 年 7 月、昭和 26 年 11 月、昭和 27 年 5 月、
昭和 29 年 5 月、昭和 31 年 5 月、昭和 32 年 5 月、昭和 34 年 5 月、昭和 35 年 5 月、
昭和 37 年 5 月、昭和 38 年 5 月、昭和 41 年 5 月、昭和 42 年 5 月、昭和 43 年 5 月、
昭和 46 年 5 月、昭和 50 年 5 月、昭和 52 年 6 月、昭和 57 年 6 月、昭和 60 年 6 月、
平成 元年 6 月、平成 3 年 6 月、平成 6 年 6 月、平成 11 年 6 月、平成 14 年 6 月、
平成 15 年 6 月、平成 16 年 6 月、平成 17 年 6 月、平成 18 年 6 月、平成 19 年 6 月、
平成 21 年 6 月、平成 22 年 6 月、平成 24 年 6 月、平成 25 年 6 月、平成 26 年 6 月、
平成 29 年 9 月、2022 年 6 月